

住田町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



平成31年3月

住 田 町

住田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

目 次

第 1 章	計画に関する基本的事項	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	2
3	対象とする範囲	2
4	対象とする温室効果ガス	2
5	基準年及び実行計画期間	3
6	上位計画及び関連計画との位置付け	4
第 2 章	温室効果ガスの排出状況	4
1	温室効果ガス排出量の算定方法	4
2	温室効果ガス総排出量の推移	5
3	施設区分別排出量の推移	6
第 3 章	実行計画の目標と取組内容	8
1	温室効果ガスの削減目標	8
2	目標達成に向けた取組	8
第 4 章	実行計画の推進と点検	1 2
1	推進体制	1 2
2	点検・評価・見直し体制	1 3
3	進捗状況の公表	1 3

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化の影響

地球温暖化は、二酸化炭素やメタンといった温室効果ガスの排出量の増加により、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても平均気温の上昇などの異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

(2) 地球温暖化対策に係る国際的な動向

国際的な動きとしては、2015（平成27）年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。この協定は1997（平成9）年に合意された「京都議定書」以来の法的拘束力のある国際的な合意文書であり、2020（平成32）年度以降の温室効果ガス排出削減等のため世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

(3) 地球温暖化対策に係る国内の動向

我が国では、1998（平成10）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法によりすべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016（平成28）年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

(4) 本町の取組状況

本町においては、2003（平成15）年度～2007（平成19）年度（以下「第1次」という。）2008（平成20）年度～2011（平成23）年度（以下「第2次」という。）と「住田町役場地球温暖化対策実行計画」を策定して行動してきました。第1次では、温室効果ガス排出量の6%削減を目標とし、2006（平成18）年度には概ね達成していました。第2次では、計画最終年度となる2011（平成23）年度は2000（平成12年）年度と比較して1.3%の増となっています。これは、東日本大震災後の復旧活動などの影響によるものと考えられます。

同大震災の影響もあり、平成24年度以降の計画は未策定でしたが、前実行計画を踏襲して二酸化炭素排出量の算定は継続していました。2014（平成26）年度に、木質バイオマス利用

の空調設備、LED照明、太陽光発電設備等を整備した役場新庁舎が供用を開始していることや他の公共施設への省エネルギー機器の導入も進められたことから、2015（平成27）年度の温室効果ガスの排出量は2000（平成12）年度比では5.2%減少し、2017（平成29）年度には更に5.6%まで減少しています。

しかし、今後も施設の省エネルギー化とともに、電力への依存が高いことから再生可能エネルギーの導入も必要とされています。また、増加傾向にある自動車燃料や電力の使用量は、職員一人ひとりの取組みの効果も大きいことから、省エネルギーへの意識の醸成とともに、実効性のある計画推進を図る必要があります。

2 計画の目的

住田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1に基づき、地球温暖化対策計画に即して、住田町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

【参考1】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（抜粋）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、住田町役場の全ての事務事業とします。また、計画期間内において事務事業の対象範囲や対象施設に変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。（対象範囲の詳細は参考資料を参照。）

4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質（次表）のうち、排出量の多くを占めているエネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）とします。

表-1 「温室効果ガス」の種類

温室効果ガス（物質）	主な発生源	地球温暖化係数※1	備考
1 二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼・焼却等	1	1～6 が「温室効果ガス総排出量」の算定対象
2 メタン（CH ₄ ）	廃棄物の埋立・下水処理等	25	
3 一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の利用・燃料の燃焼等	298	
4 ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアゾール製品の噴射剤等	12～14,800	
5 パーフルオロカーボン（PFC）※2	冷凍冷蔵庫の冷媒等	7,390～17,340	
6 六ふっ化硫黄（SF ₆ ）※2	変電・変圧設備等	22,800	
7 三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造等	17,200	

※1 地球温暖化係数は、二酸化炭素を1とした場合の各物質の温室効果（同一質量比）を表す。

※2 物質群の総称でHFC類は19物質、PFC類は9物質が該当する。

5 基準年度及び実行計画期間

（1）本計画は、国の地球温暖化対策実行計画に準拠して、2013（平成25）年度を基準年度とし、目標年度を2030（平成42）年度とします。

（2）計画期間は、目標年度に合わせて2018（平成30）年度～2030（平成42）年度までの13年間とします。また、計画開始から5年後の2022（平成34）年度に計画の見直しを行うとともに、情勢が大きく変化した場合などには、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

項 目	年 度 （下段は平成年度）										
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2030
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	42
住田町温暖化対策 実行計画期間	基準 年度					計画 開始				計画 見直	目標 年度
住田町総合計画											
住田町環境基本計画 （第4次）											
国の地球温暖化対策 計画	基準 年度										

図-1 実行計画及び関連計画

6 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定するものであり、住田町における事務事業に関することを対象としています。

また、第4次住田町環境基本計画に基本目標の一つとして「地球環境を守る取り組み」が掲げられており、省エネルギーの推進事業として地球温暖化対策実行計画が位置づけられています。

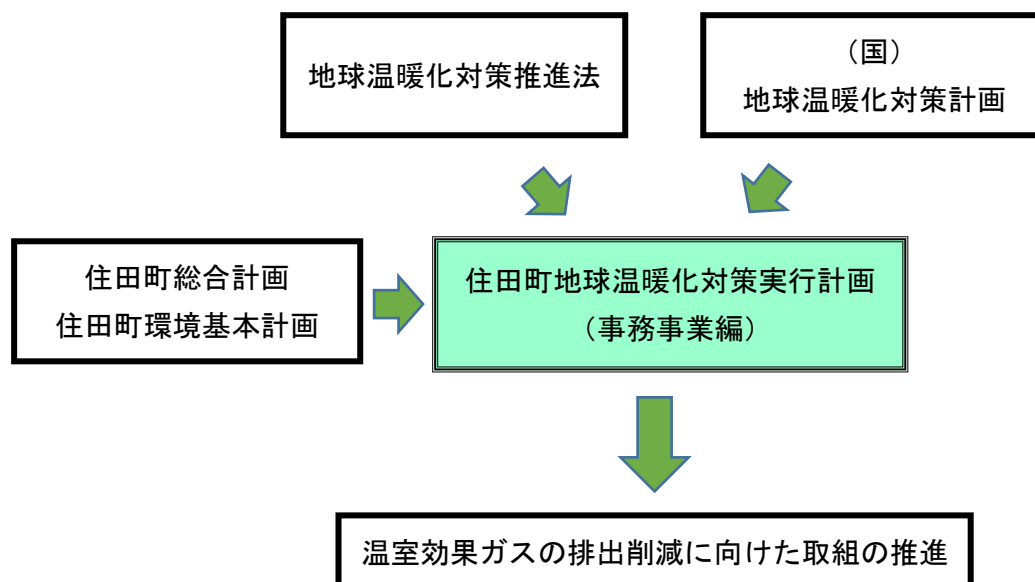


図-2 住田町事務事業編の位置付け

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定方法は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインVer. 1.0」(平成29年3月 環境省)に基づき、1年間の燃料等の使用量に炭素排出係数を乗じることにより算出しています。(各種燃料の排出係数は参考資料に記載)

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{燃料等の使用量} \times \text{炭素排出係数}$$

※ 炭素排出係数 : 単位当たりの二酸化炭素排出量

なお、上記における排出係数のうち、電気使用量に係る排出係数については、環境省・経済産業省が毎年度公表している下表の電気事業者別排出係数(政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用)を使用することになっています。

表-2 各年度の電気事業者別排出係数 (単位: kg-CO₂/kwh)

年 度	2013 (平成25)年度	2014 (平成26)年度	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
東北電力(株) の排出係数	0.591	0.571	0.556	0.545	0.521

2 温室効果ガス総排出量の推移

（エネルギー源別使用量については、資料編に掲載）

本町の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013（平成25）年度において1,192,680kg-CO₂でしたが、2017（平成29）年度には1,125,484kg-CO₂となり、5.6％減少しています。基準年度以降の排出量の推移には下記の傾向があります。

- 2014（平成26）年度は、9月からの新庁舎の供用開始により、暖房用の灯油の使用量の減少とA重油を要しないことによる排出量の減少があった。しかし、軽油と電気の使用量が増加していることから総排出量としては2.6％の増加となっている。
- 2015（平成27）年度以降は、増減はあるもののおおむね横ばい御傾向にあり、2017（平成29）年度には基準年度5.6％下回っている。
- 主に公用車の燃料であるガソリン及び軽油の使用量が増加しており、事業活動の増加にともなう車両増加によるものと考えられる。
- 液化石油ガスは、温室効果ガスの発生量に占める割合は少ないものの、ペレットボイラー等においても使用されることから2014（平成26）以降増加している。
- エネルギー源（燃料等）別では、電気の使用量による割合が約77％以上となっており、事業活動における電気への依存割合が高い状況にある。

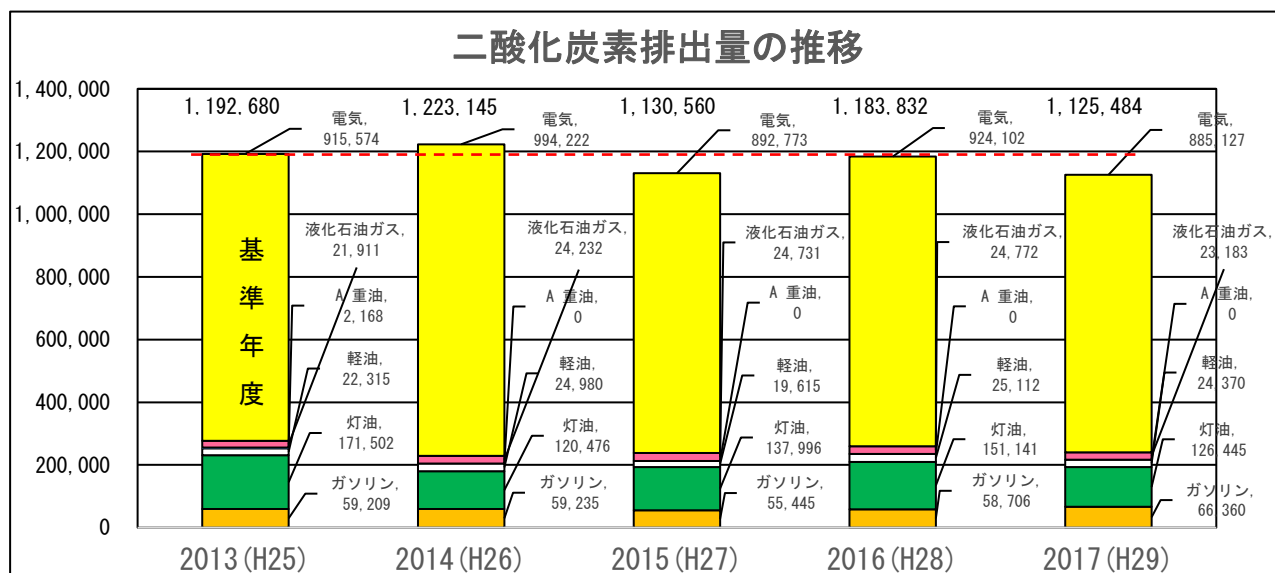


図-3 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の推移（単位：kg-CO₂）

表-3 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の推移（単位：kg-CO₂）

種類 年度	ガソリン	種類別 割合	2013 比	灯油	種類別 割合	2013 比	軽油	種類別 割合	2013 比	A 重油	種類別 割合	2013 比
2013 (H25)	59,209	5.0%	—	171,502	14.4%	—	22,315	1.9%	—	2,168	0.2%	—
2014 (H26)	59,235	4.8%	0.0%	120,476	9.8%	-29.8%	24,980	2.0%	11.9%	0	0.0%	皆減
2015 (H27)	55,445	4.9%	-6.4%	137,996	12.2%	-19.5%	19,615	1.7%	-12.1%	0	0.0%	皆減
2016 (H28)	58,706	5.0%	-0.8%	151,141	12.8%	-11.9%	25,112	2.1%	12.5%	0	0.0%	皆減
2017 (H29)	66,360	5.9%	12.1%	126,445	11.2%	-26.3%	24,370	2.2%	9.2%	0	0.0%	皆減
種類 年度	液化石油 ガス	種類別 割合	2013 比	電気	種類別 割合	2013 比				合 計		2013 比
2013 (H25)	21,911	1.8%	—	915,574	76.8%	—				1,192,680	100%	—
2014 (H26)	24,232	2.0%	10.6%	994,222	81.3%	8.6%				1,223,145	100%	2.6%
2015 (H27)	24,731	2.2%	12.9%	892,773	79.0%	-2.5%				1,130,560	100%	-5.2%
2016 (H28)	24,772	2.1%	13.1%	924,102	78.1%	0.9%				1,183,832	100%	-0.7%
2017 (H29)	23,183	2.1%	5.8%	885,127	78.6%	-3.3%				1,125,484	100%	-5.6%

※着色部は対基準年度比で増となっている部分を表す。

3 施設区分別排出量の推移

（施設別の排出量の詳細については、資料編に掲載）

排出量に占める割合は、本庁舎等、その他公共施設、学校施設の3区分がそれぞれ20数%を占めており、各年度とも大きな変動はない状況にあります。

- 本庁舎等は、2014（平成26）年度以降に増加しており、新庁舎の供用に伴う液化石油ガスのペレットボイラー使用と新庁舎の電気使用量の増加に伴うものと思われる。
- 本庁舎等の排出量のうち、新庁舎については2015（平成27）以降ほぼ一定したものとなっている。また、他の農林会館等の排出量が減少していることから、施設の利用機会の減少によるものと推測される。
- その他公共施設は、総じて基準年度より減少している。特に、大きな割合を占めている学校給食センターは、基準年度の2013（平成25）年度には80%以上を占めていたが、2017（平成29）には75%を下回り、基準年度比では14.8%の減少となっている。
- 学校施設は、各施設の排出量に占める割合の変動は少ないが、基準年度比では減少している。
- 社会教育施設では、施設規模の大きい生涯スポーツセンターが50%以上となっている。また、社会教育施設全体では、2014（平成26）年度以降の排出量は減少の傾向にあるが、上有住地区公民館と生涯スポーツセンターについては増加している。
- 簡易水道と公共下水道は、維持管理上の関係で年度により増減が生じるものと推定される。

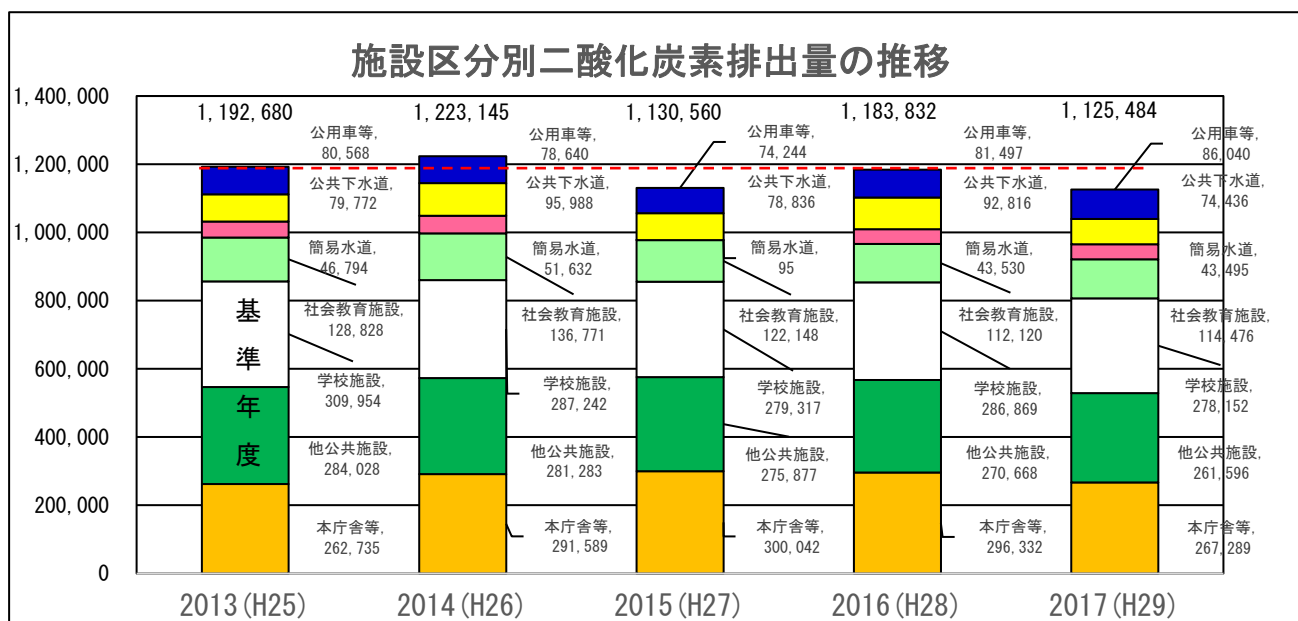


図-4 施設別の「温室効果ガス排出量」の施設区分別割合（単位：kg-CO₂）

表-4 施設別の「温室効果ガス排出量」の施設区分別割合

【施設区分別】

（単位：kg-CO₂）

種類 年度	本庁舎等	施設別 割合	2013 比	他公共 施設	施設別 割合	2013 比	学校施設	施設別 割合	2013 比	社会教育 施設	施設別 割合	2013 比
2013 (H25)	262,735	22.0%	—	284,028	23.8%	—	309,954	26.0%	—	128,828	10.8%	—
2014 (H26)	291,589	23.8%	11.0%	281,283	23.0%	-1.0%	287,242	23.5%	-7.3%	136,771	11.2%	6.2%
2015 (H27)	300,042	26.5%	14.2%	275,877	24.4%	-2.9%	279,317	24.7%	-9.9%	122,148	10.8%	-5.2%
2016 (H28)	296,332	25.0%	12.8%	270,668	22.9%	-4.7%	286,869	24.2%	-7.4%	112,120	9.5%	-13.0%
2017 (H29)	267,289	23.7%	1.7%	261,596	23.2%	-7.9%	278,152	24.7%	-10.3%	114,476	10.2%	-11.1%
種類 年度	簡易水道	施設別 割合	2013 比	公 共 下水道	施設別 割合	2013 比	公用車等	施設別 割合	2013 比	合 計		2013 比
2013 (H25)	46,794	3.9%	—	79,772	6.7%	—	80,568	6.8%	—	1,192,680	100%	—
2014 (H26)	51,632	4.2%	10.3%	95,988	7.8%	20.3%	78,640	6.4%	-2.4%	1,223,145	100%	2.6%
2015 (H27)	95	0.0%	-99.8%	78,836	7.0%	-1.2%	74,244	6.6%	-7.8%	1,130,560	100%	-5.2%
2016 (H28)	43,530	3.7%	-7.0%	92,816	7.8%	16.4%	81,497	6.9%	1.2%	1,183,832	100%	-0.7%
2017 (H29)	43,495	3.9%	-7.1%	74,436	6.6%	-6.7%	86,040	7.6%	6.8%	1,125,484	100%	-5.6%

※着色部は対基準年度比で増となっている部分を表す。

第3章 実行計画の目標と取組内容

1 温室効果ガスの削減目標

(1) 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画等を踏まえ、住田町役場の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

表-5 国のエネルギー起源二酸化炭素の各部門の排出量の目安（単位：100万t-CO₂）

	2013(平成25)年度	2030(平成42)年度	削減率2013年度比
エネルギー起源CO ₂	1,235	927	24.9%
産業部門	429	401	6.5%
業務その他部門	279	168	39.8%
家庭部門	201	122	39.3%
運輸部門	225	163	27.6%
エネルギー転換部門	101	73	27.7%

※地球温暖化対策計画（2016（平成28）年5月13日閣議決定）より

(2) 温室効果ガスの削減目標

国の地球温暖化対策計画では、中期目標として2013（平成25）年度を基準とした2030（平成42）年度における温室効果ガス削減目標を26%としており、これは、国連気象変動枠組条約事務局に国が提出した日本の約束草案に基づくものです。同計画においては、本町の事務事業が属する「業務その他部門」では40%としています。

本計画では、上記の同計画を踏まえると、新庁舎供用による効果発現後の状況においては高い目標値となりますが、本町の事務事業が属する「業務その他部門」での削減目標を40%として掲げるものです。

削減目標	40%
目標年度 2030（平成42）年度	計画期間（2018～2030）
基準年度 2013（平成25）年度	年平均削減率3.1%

2 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

本町の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減目標として掲げている40%は、LED照明やペレットボイラーなどの新エネルギー・再生可能エネルギーを導入した新庁舎供用後においては大変高い目標値となります。この高い目標に向けて取組みを進めるためには、事務事業に関わる一人ひとりの常日頃からの省エネルギーや省資源への取組み（ソフト面）は勿論のことですが、大幅な排出量の削減を図るためには、多岐にわたる施設や公用車等の設備（ハード面）への取組みが、大きな割合を占めます。特に、現在、総排出量の約80%が電力の使用によるものであることから、電化設備・機器への取組みが重要となります。

そのため、今後新築や増改築が計画される施設の検討だけではなく、既存施設への省エネ

ルギー設備の導入や再生可能エネルギー設備等によるエネルギー源の転換（シフト）も検討する必要があります。

※ 本計画では、2030（平成42）年度で温室効果ガス排出量の40%削減を目標としています
が、計画期間内での削減幅が大きいことと、施設の新築・増改築計画やエネルギー源の転換の検討など多くの課題がある中で取組みを進めることになります。

なお、図-5における2022（平成34）年度については、年平均削減率3.1%に、今後予定されている上有住地区公民館及び生活改善センターの改築により予想される削減率の0.5%を加算して算出した想定削減量を表しています。

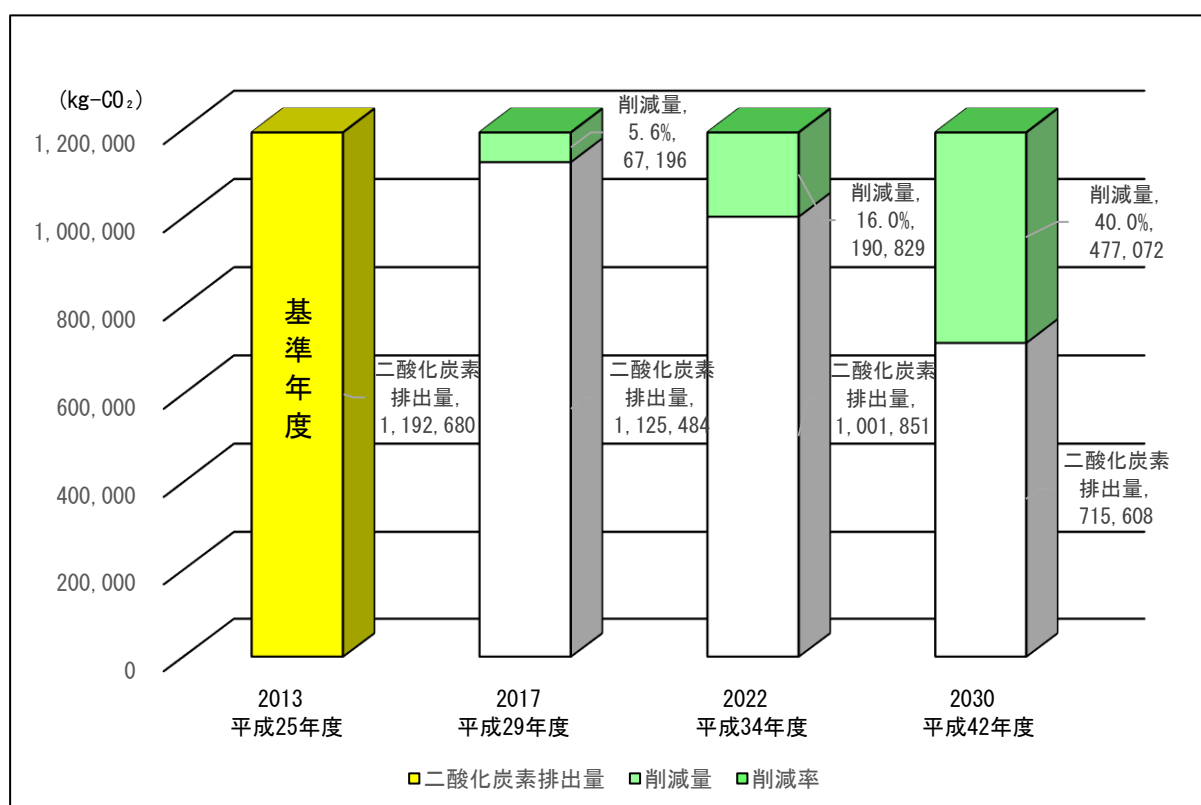


図-5 実行計画による排出量削減（イメージ図）

（２）施設（ハード）面での取組み

温室効果ガスの削減に向けては、施設面における省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギー設備等によるエネルギー源の転換（シフト）で、電力業者から供給される電力量を削減することが効果的です。しかし、それらの施設整備や低燃費車等の導入には多額の費用を要することから、計画的に取組む必要がありますが、より効果的で経済的な設備更新を図るため、日常の状況把握と維持管理へ反映が重要となります。

施設面での取組内容

- 公共施設の新築及び改築時には、高断熱ガラスや二重サッシ及び建具等により断熱性能の向上を図るとともに、省エネルギー設備の導入を促進する。
- 太陽光（熱）を有効活用して空調機器の運転期間の削減を図るために、採光ブラインド等の導入を促進する。
- 再生可能エネルギー（太陽光発電設備、蓄電設備、木質系燃料への転換等）の導入を促進する。
- 既存施設の電化設備・機器類の省エネルギー化（高効率照明（ＬＥＤ）器具、人感センサー等）を促進する。
- 施設周辺の緑化を図り、施設に及ぼす気象状況の緩和とともに環境保全に配慮する。
- 施設の管理台帳の整備により、更新・改修時期を把握し維持管理の最適化を図る。
- 燃費性能の優れた車両（ハイブリット自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の導入を促進する。

（３）日常の事務事業（ソフト面）での取組み

項 目		取 組 内 容
１．省エネルギーへの取組み		
① 電 気 使 用 量 の 削 減	照明機器	○昼休み、晴天時の消灯（窓口以外） ○残業時等には、必要最低限の範囲で点灯する ○トイレは使用時以外消灯する ○蛍光灯等の交換時には器具を清掃し、性能の維持を図る ○器具交換の必要が生じた場合には、ＬＥＤ照明への切替えを検討する
	事務機器	○長時間使用しない場合にはパソコンの電源を切る ○帰庁時には、業務上必要とする箇所以外のパソコン、プリンター、コピー機等の電源（待機電源含む）を切る
	冷暖房機器	○冷房は28℃、暖房は20℃を目安とする ○夏場のノーネクタイ、ノー上着の励行（クールビズ） ○冬場は肌着、上着の着用で寒さ対策を励行（ウォームビズ） ○個人用扇風機などの持込みや使用をしない ○冷暖房機器の適正運転 ○空調機器のフィルター類を適正管理することにより、効率低下を防止する ○新たな施設整備や保有施設の設備等の更新時には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入する
②	灯油・ガス・水道	○ボイラー等暖房機器の適正運転 ○ガスコンロ・湯沸器等の効率的な使用 ○省エネルギー暖房器具の導入と普及

燃料 使用 量の 削減		○湯沸場・トイレ等での節水に努める
	ガソリン・軽油	○低公害・低排出量・クリーンエネルギー車を導入する ○アイドリングストップに努める ○「急」の付く運転や空ふかしをしない ○経済速度での走行を心がける ○車内を整理整頓し、無駄な荷物を積載しない ○冷暖房は適正温度で使用する ○相乗りを励行する（ライドシェア） ○適切な整備点検を行う ○短距離移動の際には、できるだけ徒歩や自転車を使用する
2. 省資源への取組み		
紙 類 の 使 用 量 削 減	使用量の削減	○コピー用紙等の購入時には、環境に配慮した製品を購入する ○資料等の作成時には、両面印刷など紙の節約に努める ○コピー機の縮小機能の活用やミスコピーの削減をする ○庁内メール・掲示板を活用して連絡文書の削減を図る ○会議等での封筒を可能な限り削減する ○不要となった定型用紙は、個人情報などの機密書類はシュレッダー処理するとともに、可能なものは裏面使用やメモなどへの再利用を徹底する ○トイレットペーパーは、古紙配合100%とする
3. 廃棄物の削減		
排 出 量 削 減	ごみ排出量の削減	○ごみの分別を徹底する ○シュレッダー処理は機密文書に限定する ○リファイル（詰替え、差替えのできるもの）製品を積極的に使用する ○使い捨て製品の使用や購入を控える ○廃食用油のBDF燃料※ ₁ 化についての住民への啓蒙活動
4. その他の取組み		
そ の 他	その他	○庁舎及びその周辺の緑化を推進する ○職員へ地球温暖化対策に関する研修機会や情報提供をする ○地球温暖化対策について住民への浸透を図る取組みをする ○グリーン購入法※ ₂ に基づき、可能な限りグリーン購入に努める

※₁BDF（Bio Diesel Fuel）燃料

植物油（動物油を混合している油を含む）から得られる脂肪酸メチルエステルを主成分とする物質をいう。（環境省）植物由来であることから、CO₂がゼロとカウントされる。

※₂グリーン購入法

2001（平成13）年に施行された「国等による環境物品等の調達を推進等に関する法律」の略称。国が物品を購入する際には、環境に配慮されたものを購入しなければならないとするもの。例としては、再生紙や低公害車等である。地方公共団体は、国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっている。

第4章 実行計画の推進と点検

1 推進体制

地球温暖化対策は、庁内各課等で取組み個別対応に加えて、他の関連する計画等とも総合的、横断的に調整を図りながら推進する必要があります。そのため、副町長を委員長として全課長等により全庁横断的な組織として構成されている「住田町環境管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）」により総合的かつ計画的な諸施策の検討及び進行管理を行うこととします。

（１）住田町環境管理推進委員会

住田町環境管理推進委員会設置規程に基づき、副町長を委員長、教育長を副委員長とし、各課等の長をもって構成します。推進委員会は、本計画にかかる協議事項及び推進方針の検討を行うとともに、推進状況の報告を受け、取組方針の指示及び決定を行います。また、進捗管理に伴う計画の改定・見直しに関する指示と決定を行います。

（２）地球温暖化対策事務局

環境担当課長を事務局長とし、環境担当課職員で構成します。事務局は、推進委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況の把握と分析を行い、推進委員会に報告します。

（３）各課等の実行部門

各課等における意識の醸成と所管する施設等における取組みを推進するとともに、定期的に事務局へ状況を報告します。

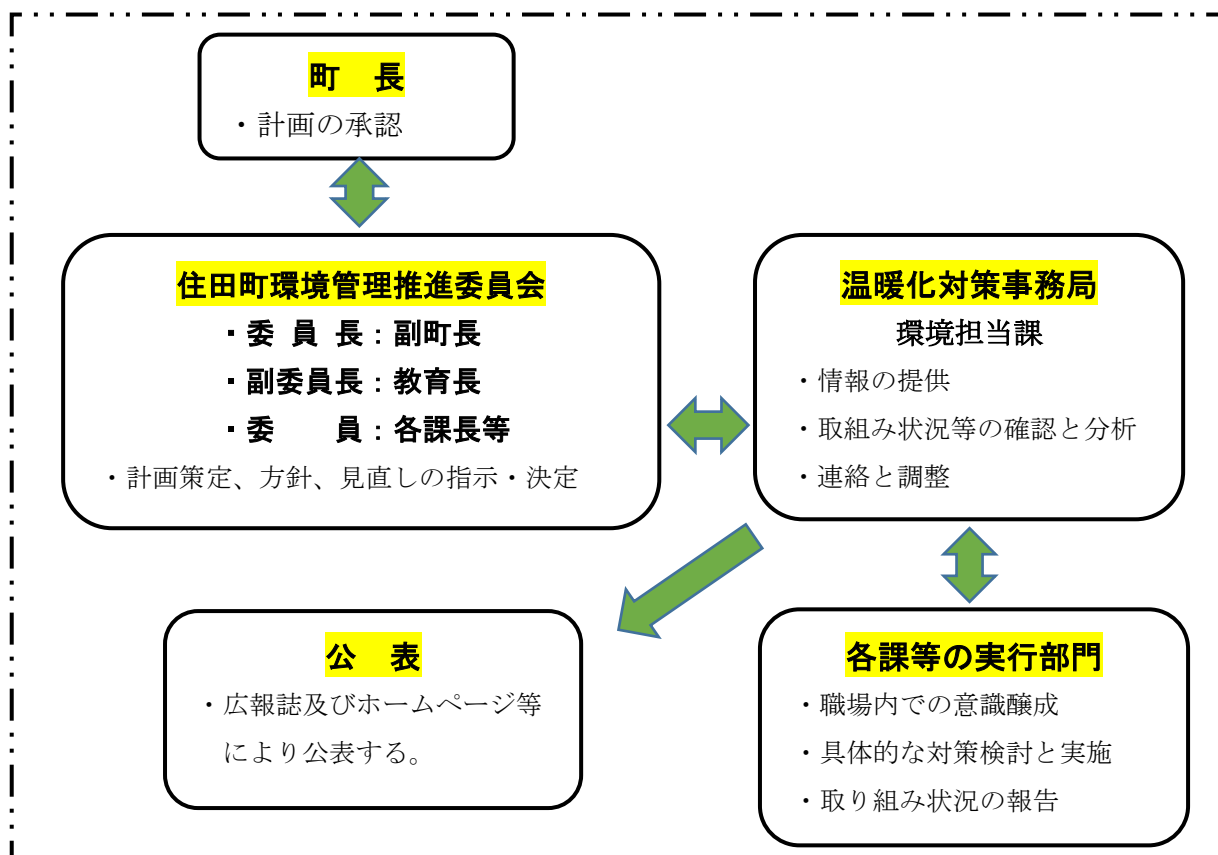


図-6 住田町事務事業編の推進体制

2 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

（１）毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、各課等から事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進委員会に報告します。推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

（２）見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期2022（平成34）年度に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2023（平成35）年度に本計画の改定を行います。

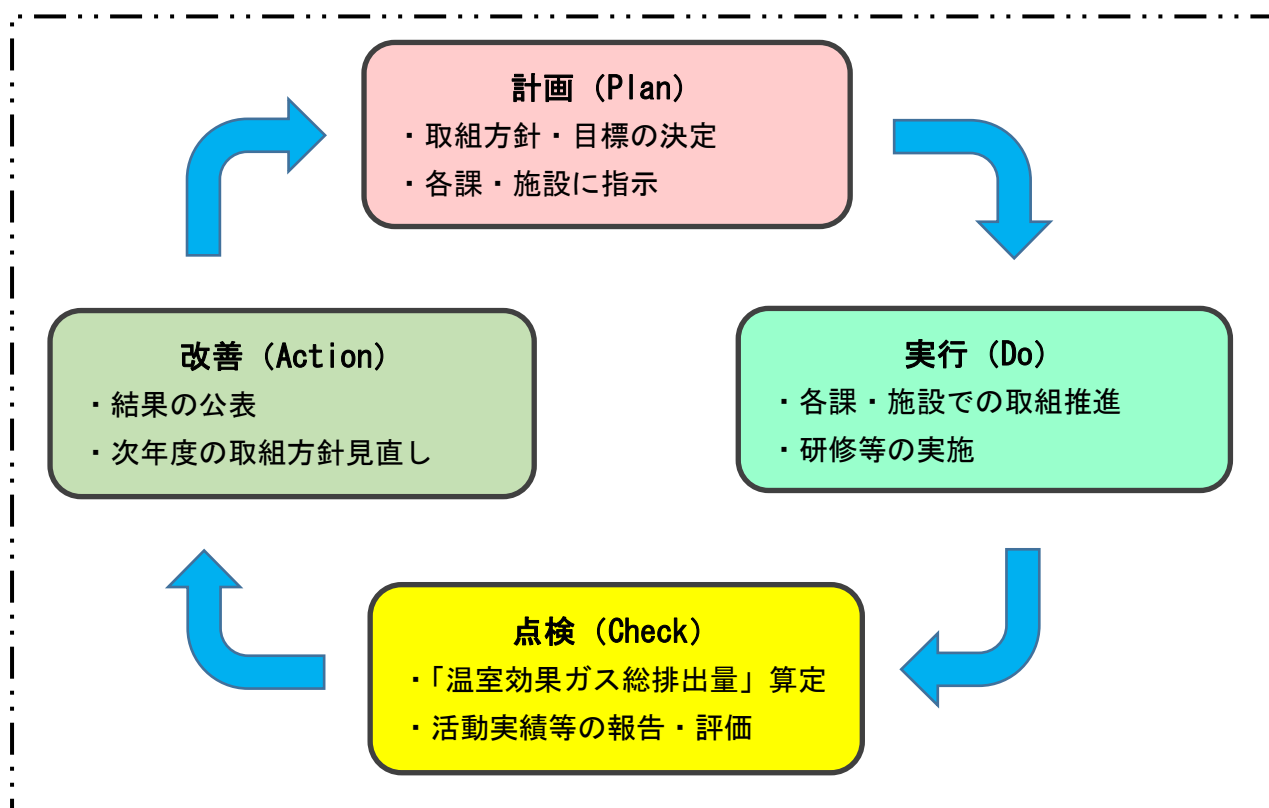


図-7 毎年のPDCA（イメージ）

3 進捗状況の公表

住田町事務事業編の進捗状況は、住田町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。